

告示

埼玉県告示第三百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により令和二年四月二日付けで、次のとおり処分した。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処分 の 内 容
株式会社 エヌエス コーポレ ーション	白田 俊夫	神奈川県鎌倉 市稲村ガ崎一 丁目十五番二 十三号（宅地 建物取引業法 上の事務所所 在地埼玉県さ いたま市大宮 区仲町二丁目 二十七番地）	三十日間の業務の全部停 止